

国立大学法人愛媛大学ダイバーシティ推進本部規則

平成30年7月1日
規則第74号

国立大学法人愛媛大学ダイバーシティ推進本部規則（平成24年規則第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則第21条の14第3項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学ダイバーシティ推進本部（以下「推進本部」という。）に関し、必要な事項を定める。

（業務）

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 若手、外国人及び女性研究者の育成に関すること。
- (2) ジェンダー協働推進に関すること。
- (3) 障がい者の雇用推進に関すること。
- (4) 高年齢者の雇用推進に関すること。
- (5) その他ダイバーシティの推進に関すること。

（組織）

第3条 推進本部に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) その他必要な職員

2 本部長は学長とし、副本部長は学長が指名する理事、副学長又は学長特別補佐をもって充てる。

（職務）

第4条 本部長は、推進本部の業務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長の職務を補佐する。
- 3 その他必要な職員は、推進本部の業務に従事する。

（ジェンダー協働推進センター等）

第5条 推進本部に、第2条第1号及び第2号に規定する業務を行うため、ジェンダー協働推進センターを置く。

- 2 ジェンダー協働推進センターに関し必要な事項は、別に定める。

（推進協議会）

第6条 推進本部に、第2条に掲げる業務に関する重要事項を審議するため、愛媛大学ダイバーシティ推進本部ダイバーシティ推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

- 2 推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（障がい者雇用推進室）

第7条 推進本部に、第2条第3号に規定する業務を行うため、障がい者雇用推進室を置く。

- 2 障がい者雇用推進室に関し必要な事項は、別に定める。

（高年齢者雇用推進室）

第8条 推進本部に、第2条第4号に規定する業務を行うため、高年齢者雇用推進室を置く。

- 2 高年齢者雇用推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 推進本部の運営に関する事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。